

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙②

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<授産事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
授産事業収入	〇〇事業収入 △△事業収入 □□事業収入	就労支援事業収入	〇〇事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		生活保護事業収入	(保険等査定減) 措置費収入 授産事業収入 その他の事業収入	事務費収入 〇〇事業収入 補助金事業収入 受託事業収入	
			〇〇事業収入 〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
授産事業収入計(1)		事業活動収入計(1)			

<授産事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
授産事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出 □□事業支出	授産事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出 □□事業支出		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出				事業活動による収支の支出へ計上
授産事業支出計(2)		〇〇支出			
授産事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<福祉事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
〇〇事業収入	〇〇事業収入				
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入				
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入			
寄附金収入	寄附金収入	経常経費寄附金収入			
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収入			
		その他の収入			
雑収入	雑収入		受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
		流動資産評価益等による資金増加額			
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入		有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
福祉事業収入計(4)					
<福祉事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出	会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上	
事業費支出	給食費 保健衛生費 被服費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 指導訓練費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出	*授産基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上	

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
事務費支出	福利厚生費	事務費支出	福利厚生費支出		*授産基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
	旅費交通費		職員被服費支出		
	研修費		旅費交通費支出		
	消耗品費		研修研究費支出		
	器具什器費		事務消耗品費支出		
	印刷製本費		印刷製本費支出		
	水道光熱費		水道光熱費支出		
	燃料費		燃料費支出		
	通信運搬費		通信運搬費支出		
	会議費		会議費支出		
	広報費		広報費支出		
	業務委託費		業務委託費支出		
	手数料		手数料支出		
	損害保険料		保険料支出		
	賃借料		賃借料支出		
	租税公課		土地・建物賃借料支出		
			租税公課支出		
			保守料支出		
			渉外費支出		
			諸会費支出		
	〇〇費支出				
	雑支出				
	就労支援事業支出	就労支援事業販売支出		貸借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上	
		就労支援事業販管費支出			損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更
	〇〇支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
	利用者負担軽減額支出				他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	支払利息支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
	その他の支出		利用者等外給食費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			雑支出	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
		流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		有価証券評価損
			資産評価損	〇〇評価損	
			為替差損		
			徴収不能額		
借入金利息支出	借入金利息支出				
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出				
福祉事業支出計(5)		事業活動支出計(2)			
福祉事業活動資金収支差額(6)=(4)-(5)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

＜施設整備等による収支＞ 【収入】		＜施設整備等による収支＞ 【収入】				
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入			
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入			
		その他の施設整備等による収入	〇〇収入			
施設整備等収入計(7)		施設整備等収入計(4)				

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輦運搬具取得支出 〇〇取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 〇〇支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
施設整備等支出計(8)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(9)=(7)-(8)		施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	〇〇収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 〇〇収入			
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
財務収入計(10)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 〇〇積立預金積立支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の支出	長期貸付金支出 〇〇支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 〇〇支出			
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出				
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損				
財務支出計(11)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(13)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(14)=(3)+(6)+(9)+(12)-(13)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(15)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(14)+(15)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

事業活動収支計算書

【投産基準】		【社会福祉法人会計基準】		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<投産事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
投産事業収入	〇〇事業収入 △△事業収入 □□事業収入	就労支援事業収益	〇〇事業収益		
		障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 サービス利用計画作成費収益	
			障害児施設給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益	
			特定費用収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		生活保護事業収益	(保険等査定款) 措置費収益 投産事業収益 その他の事業収益	事務費収益 〇〇事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇収益	〇〇収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
投産事業活動収入計(1)					
<投産事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
投産事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出 □□事業支出	投産事業費用	〇〇事業費 △△事業費 □□事業費		
減価償却費	減価償却費	〇〇費用			
徴収不能額	徴収不能額				
引当金繰入	退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 〇〇引当金繰入				
たな卸資産増減額	たな卸資産増減額				
投産事業活動支出計(2)					
投産事業活動収支差額(3)=(1)-(2)					
<福祉事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益		

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
運営費収入	運営費収入				
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入				
利用料収入	利用料収入				
	利用者負担金収入				
〇〇事業収入	〇〇事業収入				
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇収益	〇〇収益		
寄附金収入	寄附金収入	経常経費寄附金収益			
雑収入	雑収入	その他の収益			
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
福祉事業活動収入計(4)		サービス活動収益計(1)			

<福祉事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】		
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費	
事業費支出	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 指導訓練費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費	会計基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上 *授産基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
事務費支出	福利厚生費	事務費	福利厚生費	*授産基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている		
	旅費交通費		職員被服費			
	研修費		旅費交通費		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費」に統合して計上	
	消耗品費		研修研究費			
	器具什器費		事務消耗品費			
	印刷製本費		印刷製本費			
	水道光熱費		水道光熱費			
	燃料費		燃料費			
	修繕費		修繕費			
	通信運搬費		通信運搬費			
	会議費		会議費			
	広報費		広報費			
	業務委託費		業務委託費			
	手数料		手数料			
	損害保険料		保険料		損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更	
	賃借料		賃借料			
	租税公課		土地・建物賃借料		賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上	
			租税公課		他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
			保守料			
			渉外費			
			諸会費			
	〇〇費		〇〇費			
	雑費		雑費			
			就労支援事業費用		就労支援事業販売原価	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
					当期就労支援事業製造原価	
		期首製品商品棚卸高				
		当期就労支援事業仕入高				
		期末製品商品棚卸高				
		就労支援事業販管費				
	〇〇費用					
	利用者負担軽減額					
減価償却費	減価償却費	減価償却費				
		国庫補助金等特別積立金取崩額	授産基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上			
徴収不能額	徴収不能額	徴収不能額				
引当金繰入	退職給与引当金繰入	徴収不能引当金繰入	会計基準では、「退職給付費用」で処理			
	徴収不能引当金繰入					
	〇〇引当金繰入		会計基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定するため、〇〇引当金は廃止			
福祉事業活動支出計(5)		サービス活動費用計(2)				
福祉事業活動収支差額(6)=(4)-(5)		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				

<事業活動外収支の部>		<サービス活動外増減の部>		
【収入】		【収益】		
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収益		
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収益		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入			会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間繰入金収益」として計上
	収益事業会計繰入金収入			
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入			会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「拠点区分間繰入金収益」として計上
有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	有価証券評価益		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
		有価証券売却益		会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
		投資有価証券評価益		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益		会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
		その他のサービス活動外収益		
		受入研修費収益		
		利用者等外給食収益		
		雑収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				為替差益
事業活動外収入計(7)		サービス活動外収益計(4)		

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜事業活動外収支の部＞ 【支出】		＜サービス活動外増減の部＞ 【費用】			
借入金利息支出	借入金利息支出	支払利息			会計基準では特別増減の部の費用に移動し、 「拠点区分間繰入金費用」として計上
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	有価証券評価損			
資産評価損	有価証券評価損	有価証券売却損			会計基準では売却損益の差額のみを計上 するため（売却原価）を削除
有価証券売却損（売却原価）	有価証券売却損（売却原価）	投資有価証券評価損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴 い科目を追加
投資有価証券売却損（売却原価）	投資有価証券売却損（売却原価）	投資有価証券売却損			会計基準では売却損益の差額のみを計上 するため（売却原価）を削除
資産評価損	〇〇評価損	その他のサービス活動外 費用			会計基準では特別増減の部の費用に移動
		利用者等外給食費			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		雑損失		為替差損	
事業活動外支出計（8）		サービス事業活動外費用計（5）			
事業活動外収支差額（9）＝（7）－（8）		サービス活動外増減差額（6）＝（4）－（5）			
経常収支差額（10）＝（3）＋（6）＋（9）		経常増減額（7）＝（3）＋（6）			
＜特別収支の部＞ 【収入】		＜特別増減の部＞ 【収益】			
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	設備整備補助金収入		設備資金借入金元金償還補助金 収益		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益		会計基準では売却益の差額のみを計上するた め（売却収入）を削除
	施設整備等借入金償還寄附金収 入		設備資金借入金元金償還寄附金 収益		
固定資産売却益（売却収入）	車両運搬具売却益（売却収入）	長期運営資金借入金元金 償還寄附金収益	〇〇受贈額		会計基準では特別増減の部の費用の控除項目 として移動
	器具及び備品売却益（売却収入）	固定資産受贈額	車両運搬具売却益		授産基準では事業活動外収支の部の収入に 計上していたが、会計基準では特別増減の 部の収益に計上
	〇〇売却益（売却収入）	固定資産売却益	器具及び備品売却益		
国庫補助金等特別積立金取崩額		車両運搬具売却益	〇〇売却益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間繰入金収益			
		拠点区分間繰入金収益			
		事業区分間固定資産移管 収益			
		拠点区分間固定資産移管 収益			
		その他の特別収益			
		長不能引当金戻入益			
特別収入計（11）		特別収益計（8）			
＜特別収支の部＞ 【支出】		＜特別増減の部＞ 【費用】			
基本金組入額	1号基本金組入額	基本金組入額			会計基準では基本金組入額へ一本化
	2号基本金組入額	資産評価損			会計基準では売却損益等の差額のみを計上 するため（売却原価）を削除
	3号基本金組入額	固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		
固定資産売却損・処分損（売却 原価）	車両運搬具売却損・処分損（売却 原価）		車両運搬具売却損・処分損		他の会計の基準を踏まえて追加
	器具及び備品売却損・処分損（売却 原価）		器具及び備品売却損・処分損		
	〇〇売却損・処分損（売却原 価）		その他の固定資産売却損・処分 損		授産基準では事業活動外収支の部の支出に 計上していたが、会計基準では特別増減の部 の費用に計上
国庫補助金等特別積立金積立 額		国庫補助金等特別積立金 取崩額（除却等）			
		国庫補助金等特別積立金 積立額			他の会計の基準を踏まえて追加
		災害損失			
		事業区分間繰入金費用			授産基準では事業活動外収支の部の支出に 計上していたが、会計基準では特別増減の部 の費用に計上
		拠点区分間繰入金費用			
		事業区分間固定資産移管 費用			
		拠点区分間固定資産移管 費用			
		その他の特別損失			他の会計の基準の内容を踏まえて追加

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
特別支出計(12)		特別費用計(9)			
特別収支差額(13)=(11)-(12)		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期活動収支差額(14)=(10)+(13)		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
<繰越活動収支差額の部>		<繰越活動増減差額の部>			
前期繰越活動収支差額(15)		前期繰越活動増減差額(12)			
当期末繰越活動収支差額(16)=(14)+(15)		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
基本金取崩額(17)	4号基本金組入額	基本金取崩額(14)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
基本金組入額(18)		その他の積立金取崩額(15)			
その他の積立金取崩額(19)		〇〇積立金取崩額			
その他の積立金積立額(20)	〇〇積立金積立額	その他の積立金積立額(16)	〇〇積立金積立額		
次期繰越活動収支差額(21)=(16)+(17)-(18)+(19)-(20)		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

〔授産基準〕		〔社会福祉法人会計基準〕			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目〔A〕		勘定科目〔B〕			
大区分	科目区分	大区分	科目区分	小区分	
大区分		中区分		小区分	
＜資産の部＞					
流動資産		流動資産			
現金預金		現金預金			
有価証券		有価証券			
未収金		事業未収金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
売掛金		未収金			
		未収補助金			
		未収収益			
受取手形		受取手形			
貯蔵品		貯蔵品			
		医薬品			
		診療・療養費等材料			
		給食用材料			
商品・製品		商品・製品			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
仕掛品		仕掛品			
原材料		原材料			
立替金		立替金			
前払金		前払金			
		前払費用			他の会計の基準の内容を踏まえて変更
		1年以内回収予定長期貸付金			
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			会計基準では1年基準の導入により科目を新設
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
短期貸付金		短期貸付金			
		事業区分間貸付金			
		拠点区分間貸付金			会計基準の区分方法に沿って追加
仮払金		仮払金			
その他の流動資産		その他の流動資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		徴収不能引当金			
固定資産		固定資産			
基本財産		(基本財産)			
		土地			
		建物			
		定期預金			
		投資有価証券			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の固定資産		(その他の固定資産)			
		土地			
		建物			
		構築物			
		機械及び装置			
		車両運搬具			
		器具及び備品			
		建設仮勘定			
		権利			
		有形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		権利			
		ソフトウェア			
		無形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		投資有価証券			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期貸付金			
		事業区分間長期貸付金			
		拠点区分間長期貸付金			会計基準の区分方法に沿って変更
		退職給付引当資産			
		長期預り金積立資産			
		〇〇積立資産			
		差入保証金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期前払費用			
		その他の固定資産			
資産の部合計		資産の部合計			
＜負債の部＞					
流動負債		流動負債			
短期運営資金借入金		短期運営資金借入金			
未払金		事業未払金			会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて整理
		その他の未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
支払手形		支払手形			
買掛金		役員等短期借入金			
		1年以内返済予定設備資金借入金			
		1年以内返済予定長期運営資金借入金			
		1年以内返済予定リース債務			会計基準では1年基準の導入により科目を新設
		1年以内返済予定役員等長期借入金			
		1年以内返済予定事業区分間借入金			
		1年以内返済予定拠点区分間借入金			
		1年以内支払予定長期未払金			
		未払費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		預り金			会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて整理
		職員預り金			
		前受金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		前受収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間借入金			会計基準の区分方法に沿って追加
		拠点区分間借入金			
		仮受金			
		賞与引当金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
預り金		その他の流動負債			
前受金					
仮受金					
〇〇引当金					
その他の流動負債					
固定負債		固定負債			
設備資金借入金		設備資金借入金			
長期運営資金借入金		長期運営資金借入金			
		リース債務			会計基準ではリース会計の導入により追加
		役員等長期借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期借入金			会計基準の区分方法に沿って変更
		拠点区分間長期借入金			
		退職給付引当金			
退職給付引当金		長期未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
〇〇引当金		長期預り金			
〇〇引当金		その他の固定負債			
その他の固定負債					他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計			
＜純資産の部＞					
基本金		基本金			
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金		その他の積立金			
次期繰越活動収支差額		〇〇積立金			
		次期繰越活動収支差額			授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
		(うち当期活動収支差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			